

## 吉富町下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、吉富町が所有する下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

### (デザインの権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、吉富町に帰属する。

### (使用申請)

第4条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ吉富町下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体が公用又は公共の目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 個人が家庭内、又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において教育の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が特に認めたとき。

2 前項各号に該当する場合でも、事前協議は行うものとする。

### (使用承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 吉富町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同法第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (6) その他、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、デザインの使用の承認に係る審査の結果について、吉富町下水道マンホール蓋のデザイン使用承認通知書又は吉富町下水道マンホール蓋のデザイン不承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 町長は必要があるときは前項の規定による使用の承認に条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第6条 デザインの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ吉富町下水道マンホール蓋のデザイン使用変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、デザインの使用承認の変更に係る審査の結果について吉富町下水道マンホール蓋のデザイン使用変更承認通知書又は吉富町下水道マンホール蓋のデザイン使用変更不承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 町長は、必要があるときは前項の規定による使用変更の承認に条件を付することができる。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(物品の提出)

第8条 使用者は吉富町下水道マンホール蓋のデザイン使用実績報告書及びデザインを利用して制作した物品、商品、制作物(以下「物品等」という。)の完成品を、町長が指定する部数提出しなければならない。ただし、物品等の提出が困難であると町長が認めるときは、その形状がわかる写真の提出をもって、これに代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途、方法のみに使用すること。

(2) デザインの改変(縦横比の変更、色の改変等)を原則禁止とする。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

(3) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認の取消し)

第10条 町長は、使用者がこの要綱に違反したとき、又は使用の承認条件に違反したとき、又は申請内容に虚偽があることが判明したときは、使用承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認の取り消しに係る物品等の回収又は使用の中止、インターネット上等からの削除を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 町長は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第10条の規定による承認の取消し及び物品等の回収並びにデザイン

使用に関し生じた損害又は損失。

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失。

(権利設定の禁止)

第12条 使用者はデザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

